

証券コード 3341
平成27年6月25日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
日 本 調 剤 株 式 会 社
代表取締役社長 三 津 原 博

第35期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の第35期定時株主総会において、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第35期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第35期の期末配当金は、1株につき35円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
定款変更の内容は、後述のとおりです。

第3号議案 取締役11名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に三津原博、鎌田良樹、見田元、深井克彦、三津原庸介、宮田徳昭、鈴木重夫、小柳利幸、笠井直人、小城和紀、金井久兮の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に大津益郎氏が選任されました。

第5号議案 役員賞与支給の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期末の取締役8名に対し、総額88百90万円、当期末の社外監査役を除く監査役1名に対し総額1百10万円の役員賞与を支給いたします。なお、各取締役に対する金額、支給時期等につきましては取締役会に、監査役については監査役の協議に一任されました。

第6号議案 取締役報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役の報酬額は年額700百万円以内から、年額800百万円以内に改定されました。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

以 上

定款変更内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。